

甲賀JOBフェアの開催と参加事業所のお知らせ

参加事業所の採用担当者と直接面接していただけます。

- 日時／**8月4日(火) 13時～15時30分(受付12時～)**
- 場所／**碧水ホール(水口町水口5671)**
- 参加方法／申込不要、参加無料、入退場自由
- 対象者／●市内で就職を希望する平成28年3月に大学(院)、短期大学、高等専門学校等を卒業予定の学生(卒業後3年以内を含む)
- 若年求職者(概ね40歳代前半まで)

■対象者向け就職活動セミナーも開催「企業ブースの回り方のポイント」

日時 8月4日(火)12時30分～13時 ※申込不要、参加無料

参加事業所一覧表

No.	企業・事業所名	予定職種	予定求人 学卒 一般
1	株式会社エコパレット滋賀	製造	○
2	滋賀運送株式会社	運転手 営業職 事務職	○ ○ ○
3	上西産業株式会社	営業職 営業アシスタント	○ ○
4	株式会社日立建機 ティエラ	開発設計 情報管理	○ ○
5	滋賀設備株式会社	製造	○
6	株式会社ニューリー・土山	技術職	○
7	株式会社奥田工務店 水口支店	現場技術者	○
8	日本化成プロダクト 株式会社関西工場	品質管理 設備保全 (生産技術)	○ ○
9	社会福祉法人甲南会 (特別養護老人ホームせせ らぎ苑・甲南のぞみ保育園)	看護職 介護職 保育士	○ ○ ○
10	株式会社ダイヤモンドサ エティ(ダイヤモンド滋賀)	ホテル運営職	○
11	双葉建設株式会社	地質調査・ 土質試験 建設工事技術者	○ ○
12	社会福祉法人天地会 特別 養護老人ホーム兆生園	看護職 介護職	○ ○
13	滋賀シミズ精工 株式会社	事務職 製造技術職 品質管理業務 技術職 製品検査業務	○ ○ ○ ○ ○
14	湖南精工株式会社 甲賀ファクトリー	技術職	○

※変更になる場合がありますので、市のホームページでご確認ください。

問い合わせ
商工政策課 労政係 ☎65-0710 / ☎63-4087

保険料の決め方

甲賀市の保険料の基準額は、市全体の介護サービスにかかる費用などに応じて決まります。

甲賀市の基準額月額 5,070円(年額 60,840円)

基準額をもとに、所得に応じた負担という観点から「所得段階保険料」の設定になります。

※4月15日号でお知らせした段階のうち、第1段階については公費負担により軽減措置が実施され、年額26,160円になりました。

- 一定以上の所得がある方は、介護サービスを利用するときの自己負担が2割になります。
- △2割負担となる方▽
本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身世帯で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上の方
- 新たに介護保険負担割合証が発行されます。

区分	限度額
※現役並み所得者 (平成27年8月から新設)	世帯 44,400円
住民税課税世帯の方	世帯 37,200円
住民税非課税世帯の方	世帯 24,600円
・老齢福祉年金の受給者 ・合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の方	個人 15,000円
生活保護の受給者	個人 15,000円 世帯 15,000円

■高額介護サービス費の上限額が一部引き上げられます。

問い合わせ
保険年金課 国保年金係
☎65-0688 / ☎63-4618

- 現在お使いの被保険者証は、7月31日をもって有効期限が切れます。後期高齢者医療制度に加入されている方全員の被保険者証が新しくなります。
- 8月1日からは、今お持ちの被保険者証は使えませんが、ご注意ください。
- 新しい被保険者証はびわ色です。二つ折にして使います。

額が設定されます。

※同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、年収が単身世帯383万円以上、2人以上世帯520万円以上の方

■「特定入所者介護サービス費」の支給要件が変わります。

これまでは住民税非課税世帯の方が対象でしたが、平成27年8月から

は次の要件が追加されます。

- ・住民票上世帯が異なる場合であっても配偶者が住民税を課税されている場合は対象外
- ・一定額以上の預貯金等(単身1000万円超、夫婦2000万円超)がある場合は対象外

問い合わせ
長寿福祉課 介護保険係
☎65-0698 / ☎63-4085



見本

問い合わせ
保険年金課 後期高齢者医療係
☎65-0689 / ☎63-4618

平成27年度の市県民税と平成26年分の所得が確定したことにより、平成27年度の65歳以上の方の介護保険料額の本算定を行いました。皆さまにご負担いただく保険料により、家族だけでは担いきれない介護を、社会全体で支え合うことができています。今後、高齢化が進むなかで、介護保険制度の重要性はますます高まっています。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

65歳以上の
の方の

平成27年度の 介護保険料が確定しました

介護保険制度改正のお知らせ

平成27年8月から

現在お持ちの高齢受給者証の有効期限が7月31日であるため、8月1日からお使いいただく新しい受給者証を7月下旬に郵送でお届けします。ご自宅に届きましたら、お名前などに間違いがないかご確認の上、大切に保管してください。

また、受診をされるときは保険証とあわせて必ず病院・薬局の窓口へ提示をお願いします。

国民健康保険
高齢受給者証を更新します

後期高齢者医療保険に加入の皆さんへ
新しい被保険者証を
お届けします

8月1日から有効の新しい被保険者証を7月中に簡易書留郵便でお送りします。

現在お使いの被保険者証は、7月31日をもって有効期限が切れます。後期高齢者医療制度に加入されている方全員の被保険者証が新しくなります。

●8月1日からは、今お持ちの被保険者証は使えませんが、ご注意ください。

●新しい被保険者証はびわ色です。二つ折にして使います。